

平成28年2月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	7
福祉生活病院常任委員会.....	1 1
農林水産商工常任委員会.....	1 3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1 5
総務教育常任委員会.....	2 3
福祉生活病院常任委員会.....	2 5
農林水産商工常任委員会.....	2 7
地域振興県土警察常任委員会.....	3 1

請 願 一 覧 表

総務教育常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 28年ー 6 (28. 2. 22)	総 務	医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書の提出について	公益社団法人鳥取県医師会	
総 28年ー 9 (28. 2. 22)	総 務	鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）に反対することについて	鳥取民主商工会	

請願一覧表

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 28年ー 7 (28. 2. 22)	福祉保健	保育士の賃金引上げのための補助制度の創設について	鳥取の保育を考える会	

請願一覧表

請 願 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 28年ー 8 (28. 2. 22)	農林水産	TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書の 提出について	農民運動鳥取県連合会	

請願一覧表

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
28年－ 6 (28. 2. 22)	総 務	医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書の提出について ▶請願理由 社会保険診療報酬等についての控除対象外消費税問題の抜本的解決は、喫緊の課題である。 “国民医療”とは、国民一人ひとりが受ける医療のことであり、わが国においては、全国各地域の特色ある医療状況下において、国民だれもが、いつでも良質な医療を受けられるよう、良識と熱意をもった医療従事者が、懸命に医療提供をし続けていることそのものであると考える。 それを実現し支えているのが、すべての国民が公的医療保険に加入する仕組みである「国民皆保険」と、医療機関の連携の下で地域毎に必要とされる医療を適切に提供していく仕組みである「地域医療提供体制」である。 一方、社会保険診療等は消費税非課税であるために、医療機関等は、仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、医療機関等の負担となっているが、その仕入れにかかった消費税相当額分については、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっている。しかし、この仕組みは、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることや、個々の医療機関等の仕入構成の違いに対応できないという欠陥をかかえているために、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫しており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税負担が深刻となっている。そうした中、医療機関等の自助努力により、地域医療提供体制が維持され、地域医療がかるうじて確保されているのが実態である。 また、非課税と言いながら、社会保険料や窓口負担により、患者・国民は消費税分を、目に見えないかたちで負担していることも問題である。さらに、地域医療の最後の砦とされる自治体病院も例外ではなく、消費税負担が病院経営に深刻な影響を及ぼしており、地方財政を圧迫する要因ともなっている。このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実・維持を目	公益社団法人鳥取県医師会 (紹介議員) 稲田 寿 久 浜崎 晋 一 藤井 一 博	

総務教育常任委員会・請願

総務教育常任委員会・請願

		的とする消費税率引き上げにより、むしろ、地域医療提供体制の崩壊がもたらされるという、理解に苦しむ結果になりかねない。 国民・県民の健康を守るためには、この問題を早急に解消することが喫緊の課題である。 そこで、この件について地方自治法第 99 条による意見書を国会及び関係行政庁へ提出していただきたく請願する。 ▶請願事項 医療等に係る消費税問題を抜本的に解決するために、国に対して、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出していただきたい。		
28 年－ 9 (28. 2. 22)	総 務	鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）に反対することについて ▶請願理由 1、鳥取県は上記「鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）」について『平成 27 年度第 3 回県政参画電子アンケート「マイナンバー制度に関するアンケート」』を実施した。 その『調査結果』の【問 5】「県が独自にマイナンバーを行政事務に利用することについて、どう思いますか」において、「県民にとってメリットになることには、積極的に利用すべき」は 32.4 % に対し、「法律が定めるマイナンバー利用事務と一体的なものなど、必要最小限の利用とすべき」28 %、「法律が定める事務についてのみ利用に留めるべき」25.4 % と、過半数（53.4 %）が法定内での運用を求めている。事前に「県民アンケート」を実施した以上、県民の声に応えるべきである。 2、「マイナンバー制度」は、現在全国的に「通知」が行われている段階であるが、すでに各地でトラブルが発生している。「マイナンバー詐欺」や求めているのにマイナンバーが自動印字された住民票が発行されたり、当県内でも誤配達がおきたりしている。今後、政府は「各種民間のオンライン取引等」に	鳥取民主商工会	

総務教育常任委員会・請願

		も拡大する予定であるが、県民がセキュリティやプライバシーの観点から心配している（「アンケート」【問6】）のが、現状である。 ちなみに、イギリスでは2006年に導入した国民IDカード法を人権侵害への危険があることや巨費が浪費されるおそれがあるとして2010年に廃止。カナダはプラスチック製のSNカード発行を停止。アメリカも3年間で“なりすまし”被害が1170万件出て、各種利用制限や限定番号への移行が検討されている。これが世界の趨勢である。 3、県民からは次のような疑問の声が寄せられている。代表的なものだけを記す。 □マイナンバー制度が導入されることにより、行政事務において民間事業者による新たな参入機会が生まれることや、将来的に民間利用もあり、個人情報などの守秘義務が形骸化される危険がある。 □システムの構築や運用に多くの税金が投入され、その費用対効果や共通番号制にこだわる理由が不明。 □利便性ばかり強調され、リスクや特に個人情報の保護、権力者による情報コントロールへの危惧などは抽象的で、十分に安全性が担保されていない。 □「住基カード」から「番号カード」へ。常時カードを携帯することになるのか。カードがなければ十分なサービスが受けられないのは社会的弱者にとって「法の下での平等」に反しないのか。 □「マイナポータル」「電子私書箱」「社会保障個人勘定」の意味が不明。給付制限、サービス制限など差別的運用の危険性がないのか。 □事業者には管理義務など過大な負担のみでメリットがない。 □刑事事件捜査や租税犯則事件捜査などが第三者機関の適用除外とされているのが怖い。 これらの声に積極的に十分な説明がなされていない。 4、そもそも「マイナンバー制度」は、プライバシー権の侵害として専門家から“違憲”の指摘もある。今後、「安保関連法」	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・請願

		同様に国民的反対大運動が起こってくる事案である。したがって、鳥取県がいち早く法定外に広げた「条例」など策定する必要はない。 以上のような理由により、議会として「条例案」に反対されるよう請願する。 ▶請願事項 法定事務以外にまで適用を広げる「鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）」に反対していただきたい。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
28 年－ 7 (28. 2. 22)	福祉保健	保育士の賃金引上げのための補助制度の創設について ▶理由 政府は子ども・子育て支援新制度実施にともない、2017 年度までに待機児童解消ゼロをめざし、保育施設の量的拡大を進めている。しかし保育士の劣悪な処遇が原因で、深刻な保育士不足と保育の質改善策の不十分さがマスコミでも取り上げられ、全国的な問題となっている。 鳥取大学畑研究室と鳥取の保育を考える会が行った新制度下での 19 市町村の聞き取り実態調査からでも、県下での保育士不足は深刻であり、保育士確保において危機的な状況が確認できた。施設定員を増やしても人的環境が整わずに常に募集を出しているが応募がない、年度途中からの入所希望受け入れに必要な保育士確保ができず断っている、補充要員として無資格者を登用して保育をせざるを得ない・・・など、公私立問わず保育士の確保ができない声を行政担当者や保育施設長からも多数聞いた。 厚生労働省は、全国 70 万人の潜在保育士の復帰の援助のほか、国家試験回数の見直しや無資格者が小規模保育事業所などで従事するための「子育て支援員」研修などの規制緩和で人材確保を図る“保育士確保プラン”を実施している。 しかし保育士不足の原因が、全産業と比較しても 9 万円低い（実態はさらに低い）といわれ、「酷使される保育士」などの報道があるように、保育の専門性を必要とし仕事の内容や責任の重さに見合わない低賃金・劣悪な処遇にある。 保育現場では、保育士配置数の半数以上が非正規（臨時）で保育が行われ、クラス担任を受け持ち正規保育士と同じ責任を求められる状況も多々見受けられている。臨時職員の賃金も各保育所で違うが、多くが正職員の 1 年目の本俸 154,200 円で算定されている。（福祉労働組合調査）ここから税金や保険などが控除され、手取りは 12 万円台、一時金や各種手当も正職員と格差があり、自立して生活することが困難な実態である。 このことは政府も認めており、2016 年度予算で、保育士等	鳥取の保育を考える会 (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子 長谷川 穂 稔	

福祉生活病院常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

		の待遇を 2015 年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、保育士平均で 1.9 %改善するとしているが、これは保育士の給与額に直結するものではない、さらに厚生労働省は、新制度実施前後で今回の改定を含めて 7 %の改善になると説明しているが、さらにさかのぼって 2000 年度の単価額と比較すると 2.7 %増に過ぎず人材確保につながる人件費に充当できるものではない。 そして保育所では、保育士以外の職員も大きな役割を果たしている。食育が保育園で位置づけられ、より専門性を求められている栄養士、そして最善の注意のもと、離乳食やアレルギーなど子どもたちの体調や発達に合わせて食事を作る調理員・健康状態を見守る看護師・事務員などは非正規比率が高く、最低賃金により近く設定されるケースが多く見られている。 保育士の人材不足の根本原因は、保育所における職員配置基準の低さにあり、鳥取県として専門職に見合った保育士の賃金・労働条件の引き上げのために、県単補助制度を創設し処遇の改善を保障していただきたい。 「子育て王国」と同時に「保育（士）王国」といわれるように、処遇改善の早急な取組を求める。 ▶要旨 鳥取県は、保育士の賃金引上げのために、県単独補助制度を創設し、処遇の改善を保障していただきたい。	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・請願

農林水産商工常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
28年ー 8 (28. 2. 22)	農林水産	TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書の提出について ▶請願趣旨 TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移った。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2900ページとされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなどきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしている。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしくない。 一方、TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しない。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後とみられている。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎる。 協定の内容も問題である。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて、重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意している。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5ヶ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがある。これでは地域農業は立ちゆかない。 また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえある。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいる。	農民運動鳥取県連合会 (紹介議員) 市谷 知子 錦 織 陽 長谷川 子稔	

農林水産商工常任委員会・請願

農林水産商工常任委員会・請願

		▶請願事項 下記の事項についての意見書を衆参両院議長に提出することを請願する。 1. 国会決議に違反するT P P協定の批准は行わないこと。		
--	--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 28年ー 4 (28. 2. 5)	会計管理	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と 地域経済の振興について	鳥取県労働組合総連合	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 28年ー 3 (28. 2. 5)	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見 書の提出について	鳥取県精神障害者家族会連合会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 28年ー 2 (28. 2. 1)	商工労働	いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた取組の推進 について	倉吉市 個人	
農 28年ー 5 (28. 2. 5)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 の提出について	鳥取県労働組合総連合	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 28年ー 1 (28. 1. 25)	地域振興	旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 4 (28. 2. 5)	会計管理	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について ▶陳情の趣旨 自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させている。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手への技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されている。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの整備・維持・更新にも支障が生じかねない。 低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招く。埼玉県ふじみ野市（2006 年）と大阪府泉南市（2011 年）で起きたプールでの児童の死亡事件は、低額発注と管理・運営の丸投げで、必要なスキルをもった労働者が現場に配置されなかった。また、各地で低額発注に起因する手抜き工事・点検で、建造物が崩落する事故も発生している。さらに低賃金による労働者不足などで建設産業そのものが疲弊し、建設産業そのものの維持に警鐘が発せられ、老朽化している生活関連インフラの改修もできない事態が起きている。 事態打開のため、国土交通省は、2013 年 3 月から 15 年にかけて公共工事設計労務単価を平均で 28.5 %（東日本大震災被災地では 39.4 %）引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請した。しかし、現場労働者の処遇は、政府の意図通りには改善されていない。発注額が改善されても、元請企業や中間業者に「中抜き」され、現場の労働者に届いていない。 こうしたことから、今、「公契約条例」の制定が各地に広がっ	鳥取県労働組合総連合	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		ている。発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものである。 鳥取県でも、早急に、公契約条例を制定することが必要である。国はTPPへの参加を進めているが、その交渉分野には自治体の公共調達も含まれ、国際入札の義務づけが検討されている。公共工事だけでなく、公務公共サービスに従事する労働者の労働条件を、公契約条例によって専門性を担保できる賃金下限設定をしておかないと、外資系企業による低賃金労働者が参入し、サービスの質が低下し、地元事業者がさらに打撃をこうむることになる。 ▶陳情事項 鳥取県が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すべく、以下の決議をあげていただくよう、陳情するものである。 一、鳥取県が発注する公共工事や業務委託について、県が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行ってほしい。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 3 (28. 2. 5)	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について ▶陳情理由 平成 26 年 2 月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行される。 国連障害者権利条約第 4 条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第 1 条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。 一方、障がい者の交通運賃割引の現状について、身体障がい者の外部障がい者は昭和 25 年、内部障がい者は平成 2 年、知的障がい者は平成 3 年より実施されているが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他障害と何ら変わるものではないにもかかわらず、未だ J R 等の交通運賃割引制度から除外されたままになっている。 このように、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されてもなお、精神障がい者を障がい福祉サービスや障がい者施策の対象から除外されるならば、精神障がい者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまう。	鳥取県精神障害者家族会連合会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情要旨 鳥取県議会において、国会及び関係行政機関に対して、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出していただきたい。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 2 (28. 2. 1)	商工労働	いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた取組の推進について ▶陳情の理由 1 月 27 日の日本海新聞は、公共職業安定所（ハローワーク）の求人票が実際の労働条件と違うトラブルが県内で相次いでいる旨報じている。「週休 2 日」「残業なし」「事務職」のはずが、「残業あり」「機械部門」に移され腰を壊したという男性（26）は、紙面で「詐欺のようなもの」と憤っている。 求人票に月給 15 万円と書かれていたが、面接で提示されたのは 14 万円。米子市の女性（35）のケースである。西伯郡の女性（30）は、始業 1 時間前の出社や自社製品の購入を強いられたのだそう。 鳥取県内 3 カ所のハローワークには 14 年度に計 69 件の相談が寄せられたそうである。残念ながら、これは氷山の一角なのだろう。厚生労働省によれば、求人票と労働条件が異なるという相談が全国の労働局などで増えており、2014 年度は前年比 30.6 % 増の 1 万 2252 件に上ったそうである。 このように、労働者を使い捨てにする劣悪な雇用管理を行う企業（いわゆる「ブラック企業」）が社会問題になっている。これらに共通している特徴としては、法外な長時間・過密労働、低賃金雇用、パワーハラスメント等の人権侵害、高い離職率などが挙げられる。 そのような企業で働く労働者の中には、働き続けることはもとより、社会生活を営むこともできなくなるまで精神的・肉体的に追い込まれるケースも起きていて、深刻な社会問題になっている。労働者を使い捨てにするような雇用は、一時的には企業の利益をもたらすことがあるとしても、長期的には社会負担を増加させ、健全で持続可能な社会づくりにはつながらない。 すべての労働者が安心して継続的に就労できる仕組みをつくり、雇用の安定を基盤とした景気の回復・拡大を図ることが、「一億総活躍」のためには本来必要不可欠である。早期離職率が高い企業など、労働者の使い捨てが疑われる企業への監視・	個人 (倉吉市)	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		指導体制の強化や重大・悪質な法令違反がある場合の企業名の公表など、実効性のある対策が必要である。 また、現行法では、企業が申し込んだ求人をハローワークが拒むことはできない。記載が実態と異なっても罰則はなく、企業モラルに任されているのが実態である。青少年雇用促進法に基づき、3月から悪質な新卒求人をハローワークで拒否できるようになるが、すべての求人について、その正確性の担保が求められるところであり、罰則を導入するなど、制度の強化が望まれる。 ▶陳情の趣旨 ついては、貴議会において、国に対し、ブラック企業に厳正に対処するよう以下の施策に取り組むべきことについて、意見書の提出を賜りたい。また、県においても、ブラック企業への対処について、独自に相談窓口の設置をするなど、ただちに必要な対策を講ぜられたい。 1 労働行政における監視・指導体制の強化・拡充を図ること。 2 労働基準法等違反企業に対する指導、状況に応じた企業名の公表など、厳正な措置を講ずること。 3 求人票への離職率の明記など、企業に対して採用条件の一層の公開・透明化を促すこと。 4 雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充すること。		
28 年－ 5 (28. 2. 5)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について ▶陳情の趣旨 アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っている。	鳥取県労働組合総連合	

農林水産商工常任委員会・陳情

	低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化している。 現在の最低賃金は、最も高い東京で時給 907 円、本県では最も低い 693 円である。毎日フルタイムで働いても月 10 万～13 万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできない。しかも、時間額で 214 円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。 安倍首相は、昨年 11 月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年 3% 程度引き上げて、加重平均で 1,000 円をめざす」と述べ、「GDP にふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めた。しかし年 3% では「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1,000 円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使合意を先延ばしすることになる。 中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。さらに公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。 最低賃金法第 9 条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に海外でもあまり例のない「支払能力」が併記されている。大企業の経済活動に大きく左右される、「雇用者 1 人あたりの雇用者報酬」「1 就業者あたり年間販売額」「1 就業者あたり年間事業収入額」などが地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較している。それらが「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえ、地域間の賃金格差を固定・拡大することで、地域経済の疲弊の進行を黙認している。 憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、	
--	---	--

農林水産商工常任委員会・陳情

		健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている。そして最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしている。 ▶陳情の趣旨 最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して次の内容の意見書を提出するよう陳情する。 1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。 2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。 4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。		
--	--	---	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 1 (28. 1. 25)	地域振興	旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備について ▶陳情の理由 (1) スキーバス事故の発生と問題意識 2016 年(平成 28 年) 1 月 15 日午前 1 時 55 分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の国道 18 号碓氷バイパスの入山峠付近で、定員 45 人の大型観光バスがガードレールをなぎ倒し、道路脇に転落する事故が起きた。運転手 2 人を含む、乗員・乗客 41 人中 15 人が死亡、生存者も全員が負傷し、過去 30 年で最多の死者が出る事故となった。まず、この事故で亡くなった方に、心から哀悼の意を表するものである。 この事故で亡くなった人々の多くは、冬休み中の大学生たち。スキーを楽しみにしていたはずである。目が覚めたら、身体が傷つきながら、真っ暗な闇の中に放り出されていた苦しみは、どれだけのものだっただろう。 思い出されるのは、関越道で 2012 年(平成 24 年) 4 月 29 日に起きたバスツアー事故。都市間ツアーバスが防音壁に衝突し、乗客 7 人が死亡、乗客乗員 39 人が重軽傷を負った。彼らも、ディズニーランドを目指した中の悪夢だった。 その後、一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法(以下「法」という。)第 3 条第 1 項イ。一般に「乗り合いバス」という。)や一般貸切旅客自動車運送事業(法第 3 条第 1 項ロ。一般に「ツアーバス」という。)に対する規制が一本化されるなど、対策が取られたはずだったが、今回の事故で蓋を開けてみれば、旅行会社や運行会社には、数々の問題や違反が指摘されており、関越道事故の教訓が、事実上活かされていない実態が明らかとなっている。 (2) 事故原因と問題点 (a) 従業員の労働環境 報道によれば、関西大学社会安全学部教授の安部誠治氏(公益事業論、交通政策論)は、「過労や居眠りがなかったか、または、心筋梗塞などで意識を失った可能性も検討する必要がある	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

	る」「バス業者の競争は激しく、ドライバー不足もあって、現場に無理を強いる業者もいる。国も制度を見直して規制を強化してきたが、十分ではなく、まだまだ見直す余地はある。」と指摘し、病気のみならず、過労が一因ではないかとの認識を示している。同社は 2015 年 2 月に国交省の立ち入り捜査を受けており、その際、運転手の乗務前の健康診断及び酒気帯び確認、入社時の適性検査などを怠っていたことが判明し、この事故の 2 日前の 1 月 13 日に 1 台を運行停止とする行政処分を受けている。このたびの事故の運転手も、一度も健康診断を行っていなかった バスの運転の担い手は、訪日観光客の増加など、人手不足となった影響で高齢化が進み、全産業の平均年齢と比べると 6 歳も高い。更に、60 歳以上の割合は、全体の 16.4 %となっている。事故車の運転手も 65 歳であった。高齢の身に毎日の激務で、異変を起こした可能性も高い。毎日新聞は、長野県・斑尾高原に向かうバスの男性運転手（63）の話として、「仮眠できるけど疲れはとれない」とのコメントを掲載している。現地到着してから次の運転まで仮眠時間は 8 時間確保されているが、昼夜逆転の不規則さのため、仮眠スペースでは熟睡できないことも多く、帰り道はいつも睡魔との闘いになるそう。それだけ、激務なのだろう。別のバス運転手（54）は「競争が激しく運賃が相当下がった。しわ寄せは運転手さ」と嘆く。 高速バスは、関越道の事故を受け、長距離（運行距離が夜間 450 km 以上の場合）には運転手を 2 名以上乗務させるよう、規則が改正された。しかし、ひとりで 450 km というのは、仮に高速で 90 km 運行の場合でも 5 時間の運転。鳥取道・鳥取 I.C から、東名高速・掛川 I.C（静岡県）ほどの距離である。渋滞にはまればもっと大変で、しかも、それが夜となれば、明け方にやってくる眠気と闘いながら運転しなければならない。激務である。 この 450 km という距離については、「長すぎる」と指摘する専門家や現場の方も多く、改正の必要があるのではなかろうか。 (b) 運行会社の経験 事故を起こしたバス会社は、2008 年の設立当初は警備業務が専門で、いわば異業種からの転換。バス事業に参入したのは日が浅く 2014 年 4 月。ノウハウなど、十分に持ち合わせてい	
--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

	たが疑問である。 (c) ツアー会社と運行会社との下請けの関係 運行会社は国が定める基準(約27万円)を下回る金額(約19万円)で、ツアー会社から引き受けていた。もちろん、その分のコストカットを強いられ、運転手の労働環境が劣悪になることは容易に推察される。運行会社の営業部長は「このツアー会社以外にも、これまでに3～4社から国の基準を下回る安い価格で運行を受注していた」「ツアー会社のほうが立場が強い」と話しているとおりの、「元請け」と「下請け」では、どうしても後者が弱くなってしまう。 (d) バス運行路の無断変更と、運転手の技量不足 ツアーの行程表によると、バスは松井田妙義インターチェンジから上信越自動車道を利用して斑尾高原のホテルへ向かうことになっており、事故現場となった碓氷バイパスは計画と異なる経路であった。運転手が会社に報告せずに勝手にルートを変更した場合、道路運送法違反となる。 また、事故車の運転手が事故の前月まで、別の会社で小型のバスを運転していたとのことで、慣れないバスを運転しての技量不足が一因だったのではと見る向きもある。運転手の以前の勤務先の関係者は、運転手が大型バスに不慣れで深夜経験も乏しかったとし、運行会社幹部も「高速道路だけで一般道はやらせないようにしていた」と話している。 (e) 車両の問題 当該事故車両には、ドライブレコーダーは装着されておらず、13年超使用された中古車両で、車両の不具合の可能性も指摘されている。また、スピードや車間距離などに応じて、車体が自動で制動操作を行う自動ブレーキ機能などがついていれば、事故の発生や被害の程度を抑制できていたかもしれない。 (f) シートベルト 現在、乗合バス・貸切バス車両においては、高速道路上において、客席のシートベルト着用が義務化されているものの、一般道でのシートベルト非着用の罰則は存在しておらず、シートベルトを締めていない乗客が多かったと推測されている。運行会社側は、口頭によって運転手にシートベルトの着用をアナウンスするよう伝えていたとしているが、乗客の1人が「シートベルトをしていなかった人が多く、運転手も注意しなかった」	
--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		という。これも、一般道においても着用を推進する必要があるのではなかろうか。 以上述べてきたとおり、この事故の背景には、格安バス需要の急増による運転手不足、可処分所得の低い層を中心として、格安バスに対するニーズの存在と運賃値下げ競争、ドライバーに対する教育・経験の不足、長距離をひとりで運転することに対する過労など、労働者の労働環境、「発注側」たる企画会社が「下請け」たる運行会社に安価に委託する構図、バス車体の安全対策や構造上の問題（自動ブレーキの不存在、今回のように、上から押しつぶされる形での衝撃にはもろい）など、様々な改善すべき問題があると思われる。鳥取県においても、乗合バス・ツアーバス事業者は多く存在し、それらは旅客の大切な命を預かっている。本県も無関係ではない。 ついては、旅客自動車運送事業について、その輸送の安全性を確保し、道路運送の利用者・乗務員の生命・身体の安全を守るため、事業者の新規参入時・更新時の要件を厳格化すること、現行 450 km となっているひとりでの運転の上限の変更など現行法見直しの検討を行うこと、各事業所に対する監査体制を強化することなど、国及び国土交通省において、早急に所要の対策が取られるべきことについて、貴議会より、意見書の提出を賜りたい。 また、県が所管する事業所についても、法令遵守が図られるよう、周知徹底を図られたい。 ▶陳情の趣旨 旅客自動車運送事業（法第 3 条各号に掲げるものをいう。）について、その輸送の安全性を確保し、道路運送の利用者・乗務員の生命・身体の安全を守るため、事業者の新規参入時・更新時の要件を厳格化したり、現行 450 km となっている一人での運転の上限など現行法の見直しの検討を行うこと、各事業所に対する監査体制を強化することなど、国及び国土交通省において、早急に所要の対策がとられるべきことについて、貴議会より、意見書の提出を賜りたい。	
--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情